



第1章 第2次大洗町環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけと役割
3. 計画の対象範囲と分野構成
4. 計画の期間
5. 計画の構成
6. 計画の推進主体

1. 計画策定の背景

本町は、太平洋に抱かれ、穏やかな気候・風土の中で、観光と水産業の町として歴史を重ねてきました。磯遊びに最適な「大洗海水浴場」や広いビーチに多くの海水浴客で賑わう「大洗サンビーチ海水浴場」をはじめ、イルカ・アシカオーシャンライブが人気の「アクアワールド茨城県大洗水族館」、荒波が岩礁に打ち付ける様が神々しい「神磯の鳥居」などは、本町が誇る代表的な観光スポットです。また、漁業や水産加工業を支えてきた大洗港（茨城港大洗港区）は、フェリー・旅客船だけでなく、国内外のクルーズ船を誘致する国際港湾として発展してきました。

私たちは、本町の豊かな自然環境が町の発展に大きく寄与している重要な資源であることを認識している一方で、経済活動を支えるためのインフラ整備や多くの観光客を受け入れるための施設運営、さらには私たちの快適で豊かな生活の追求により、大量の廃棄物や河川の水質汚濁などを発生させ、自然環境に負荷をかけてきました。また、ライフスタイルの変化から、里山^{*}の荒廃や子どもたちの日常的な自然体験の減少など、自然との共存から遠ざかった暮らしが、より一層自然環境を悪化させてきた要因とも言えます。

豊かさや便利さへの追求が引き起こす環境問題は、本町に限らず世界規模で急速に進み、特に地球温暖化^{*}が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から 50 年余り、環境関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。しかし昨今では、地球温暖化や海洋汚染、生物多様性など、国境を超えた複雑な環境問題に直面しています。私たちは、複雑な環境問題を解決しつつ、この地球上で豊かな暮らしを持続させていくための方策を進めていかなくてはならない時代を生きているのです。

2015 年（平成 27 年）9 月、国連本部で開催された第 70 回国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中には、人類の発展と地球の持続の両立を実現するため、2016 年（平成 28 年）から 2030 年までの間に達成すべき「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：通称 S・D・G・s^{エス・ディー・ジー・ズ}）」^{*}が提案されています。この目標は、持続可能な開発を目指す上で重要とされる三つの側面、すなわち経済、社会、環境を調和させるものであり、達成に向けては、国だけでなく、地域に密着した自治体の実効性の高い政策の実現が不可欠なのです。

日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018 年（平成 30 年）4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画を推進しています。この計画には、SDGs の考え方を盛り込んでおり、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連し合う分野で横断的な重点戦略を設定してい

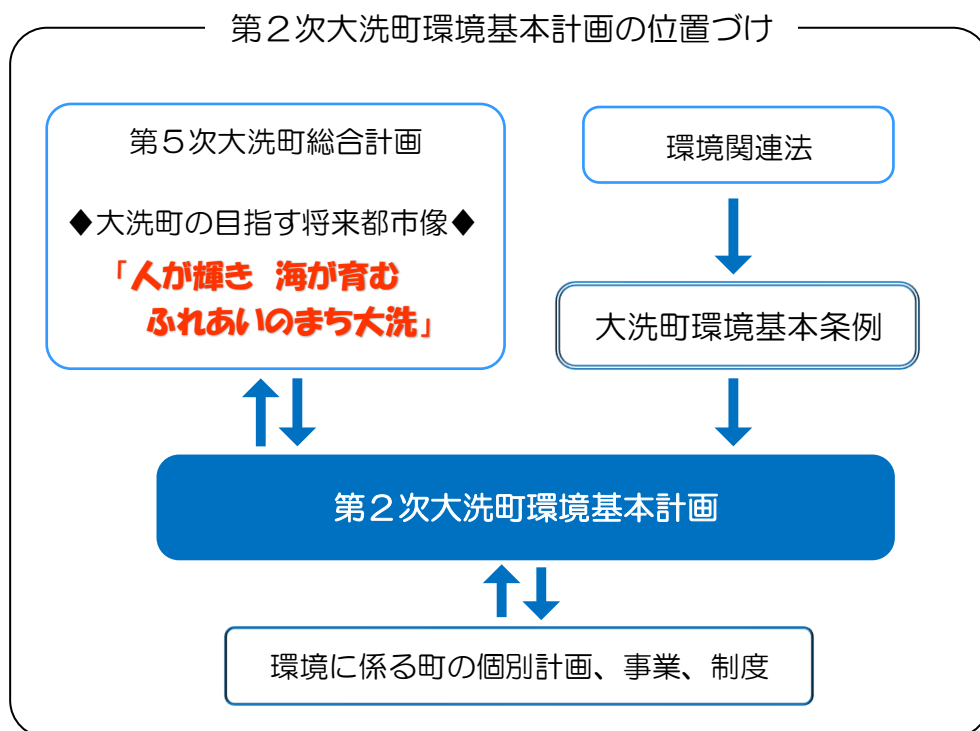
ます。そして計画の推進に当たって重要なことは、これまで以上にパートナーシップ（あらゆる関係者との連携）が必要となってくることです。

本町においても、2009年（平成21年）3月に策定した「大洗町環境基本計画」を改訂し、町の環境だけではなく、地球環境も守ることを意識し、将来の子どもたちが豊かな生活を送りつつ自然の恵みを受け続けられるよう、本町に関わるすべての人が実行するための「第2次大洗町環境基本計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけと役割

「第2次大洗町環境基本計画（以下、「本計画」と言う。）」は、2007年（平成19年）3月に制定した「大洗町環境基本条例」第11条（資料編p.122）に位置付けられた計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第10条に定める「施策の策定等に係る指針」に基づき、同条例第3条に定める「環境の保全及び創造に関する理念」にのっとり、基本的な計画を定めるものです。

また、本計画は、「第5次大洗町総合計画」に示す町の将来像「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、町の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。



3. 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、「大洗町環境基本条例」に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、下表のとおりとします。

なお、本計画は、2009 年（平成 21 年）3 月に策定された「大洗町環境基本計画」の改訂版ですが、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東日本大震災による津波被害や、東京電力福島第一原子力発電所において発生した原子炉事故由来の放射性物質[※]による環境汚染、また、2015 年（平成 27 年）5 月に渚沼がラムサール条約[※]に登録されるなど、本町を取り巻く環境が大きく変わったこと、さらに、2018 年（平成 30 年）12 月に気候変動適応法が施行され、地球温暖化の影響に備える対策が必要になってくるなど、国の環境施策が変化していることを踏まえ、新たな対象範囲と分野構成で策定することとしました。

環境分野	環境要素
自然環境	・生物多様性[※]（海浜部、河川・湖沼、山林・農地） ・自然の活用（公園、自然とのふれ合い、歴史・文化的環境）
生活環境	・大気環境（大気、悪臭、騒音・振動） ・水環境（河川、海域、湖沼） ・土壌環境（土壌、地下水、地盤沈下） ・化学物質管理（有害化学物質、放射性物質） ・生活空間（環境美化、緑化）
地球環境と循環型社会	・気候変動対策 ・環境にやさしいエネルギー利用 ・3R[※]（廃棄物の発生抑制・減量化、再利用、再資源化） ・廃棄物の適正処理 ・その他の地球環境問題
パートナーシップ （あらゆる関係者との連携）	・環境教育 ・環境学習 ・環境保全活動

4. 計画の期間

本計画の期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2028 年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章 大洗町環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけやその対象範囲などについて、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 大洗町の環境 ―現状と課題―

本町の地域概況と4つの環境分野の現状と課題を整理しました。また、計画に町民や事業者の意見や視点を反映させるために、町民及び事業者を対象に実施したアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 計画の目標と施策体系

本町の望ましい環境将来像と環境分野別の4つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と私たちの取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。

第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

第6章 計画の推進

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町、町民、事業者及び滞在者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、町民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 町民の役割

町民は、日常生活において、良好な水質の保全、ごみの減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努め、町が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、十分環境に配慮するとともに、その事業活動に係る製品等の使用及び廃棄に伴う環境負荷を低減するため、必要な措置を講ずることに努めます。また、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(4) 滞在者の役割

滞在者（通勤、通学及び観光等）は、町民の役割に準じて環境の保全・創造に努めます。